

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-422-1196-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	バリヤ作業車 -----	CPS-V23143-9	
		大臣承認	昭和63年 9月28日
		作成	昭和63年 7月25日
		改正	令和 2年 1月21日
			令和 5年 4月28日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊の飛行場基地における航空機のバリヤ拘束時の復旧、日常の保守点検等を実施するために使用するバリヤ作業車（以下、“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

NDS Z 8201 標準色

b) 仕様書

CPS-G17010 ネット式着陸拘束装置及び基礎据付調整工事

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

C&LPS-V00008 車両等共通仕様書

品 名	バリヤ作業車
-----	--------

c) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

移動式クレーン構造規格（平成7年労働省令告示第135号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C&LPS-V00008の2.1によるほか、次による。

- a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令、クレーン等安全規則及び移動式クレーン構造規格に適合しなければならない。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値の適用の有無は、調達要領指定書により指定する。

- b) この車両は、航空機のバリヤ拘束時の復旧及び日常の保守点検のため、人員、部品及び工具の積載及び運搬が可能でなければならない。

2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

2.3 構成

構成は、次による。

- a) シヤシ
- b) 操縦室
- c) クレーン
- d) アウトリガ
- e) 荷台
- f) けん引フック
- g) その他

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は承認図面による。

2.4.1 構造

構造は、次によるほか、市販形ダブルキャブシヤシ（4×2）に市販形クレーン（2t以上）を装備し、操縦操作及びCPS-G17010に示すバリヤ（以下、“バリヤ”という。）のネットの積載、運搬及びしゃ下並びにバリヤのテープの引き出しの操作が容易にできるもので図1を参考とする。

品 名	バリヤ作業車
-----	--------

- a) シャシ
- 1) 機関 機関は、次による。
 - 1.1) 形式 水冷4サイクルディーゼル機関
 - 1.2) 総排気量 2.9 L以上
 - 1.3) 最大出力 90 kW以上
 - 1.4) 最大トルク 300 N・m以上
 - 2) フレーム フレームは、コ形断面はしご形式とする。
- b) 操縦室 全鋼製のダブルキャブとし、次による。
- 1) 乗車定員は、4名以上とする。
 - 2) 操縦室内の装備 操縦室内に、次のものを装備する。
 - 2.1) 拡声装置（増幅器30 W以上、マイクロフォン等）
 - 2.2) 補助照明装置用遠隔装置
 - 2.3) エアコン（製造会社仕様）
 - 2.4) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用の取付金具を乗降車の妨げにならない場所に1EA取り付ける。
 - 3) 操縦室屋根 操縦室屋根には、次のものを装備する。
 - 3.1) スピーカ [b) 2.1) の拡声装置用]
 - 3.2) 補助照明装置 40 000 cd以上（照射位置変更可能な遠隔操作式照明灯2 EA）
 - 3.3) 航空標識灯 [黄赤色灯（15 W以上）左右に各1 EA]
- c) クレーン クレーンは、次による。
- 1) クレーン本体 クレーン本体は、次による。
 - 1.1) 荷台を加工し、操縦室と荷台の間に装備する。
 - 1.2) 動力取出装置から油圧ポンプを駆動し、クレーンの操作レバーによる巻上げ、巻下げ、旋回、起伏及び伸縮する構造とする。
 - 1.3) 安全装置を設ける。
 - 1.4) 目視にて容易かつ安全に操作できる構造とする。
 - 2) ブーム ブームは、次による。
 - 2.1) 構造 鋼製溶接組立て伸縮式
 - 2.2) ブーム伸縮 油圧シリンダ直押式
 - 2.3) ブーム起伏 油圧シリンダ直押式
 - 2.4) 巻上げ巻下げ 油圧モーター駆動平歯車による減速式（メカニカルブレーキ付き）
 - 2.5) 安全装置 巻過ぎ防止用警報装置付き
- d) アウトリガ 当該シャシに適合する構造とする。
- e) 荷台 バリヤを梱包したネット、テープ、部品、工具を積載でき、かつ、安全に走行できる構造とする。
- f) けん引フック バリヤのテープの引出し作業用として車両の前後に各1EA装備する。
- g) その他 寒冷地仕様（製造会社仕様）とする場合は、調達要領指定書で指定する。

品 名	バリヤ作業車
-----	--------

2.4.2 形状・寸法

形状は、図1を基準とし、寸法は、製造会社仕様とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.4.3 質量

質量は、次による。

- a) 車両質量 最大4 200 Kg
- b) 最大積載量 2 250 Kg以上
- c) 車両総質量 最大7 010 Kg

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。
- c) 塗装は、C&LPS-V00008の2.3によるほか、次による。
 - 1) 車体及びクレーンの外部塗装色は、製造会社仕様塗料を使用し、NDS Z 820 1の色番号2314 OD色により塗装し、細部は、承認図面及び色見本による。
 - 2) 車体下部は、製造会社仕様の黒色（ディスクホイールを除く）で塗装するほか、製造会社仕様の防錆塗装の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

2.5.2 性能

性能は、次による。

- a) 車両性能 車両性能は、次による。
 - 1) 最高速度 60 Km/h以上
 - 2) 登坂能力（tan θ ） 0.25以上（計算値可）
 - 3) 最小回転半径 7.0 m以下
- b) クレーン性能 クレーン性能は、次による。
 - 1) つり上げ能力 クレーンの旋回中心より荷台後端角を結ぶ直線上で角より後方90 mm以上離れた地点で、680 Kg以上
 - 2) 旋回角度 360度（連続）
 - 3) 地上揚程 5.6 m以上

2.6 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は、承認図面による。

なお、自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の“車両法適用除外指定の車両”の規格とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

なお、クレーン装置の自然降下量試験は、社内試験等の成績書等によることができる。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

品 名	バリヤ作業車
-----	--------

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

- a) 非常信号灯(道路運送車両法の保安基準適合品、乾電池式、懐中電灯兼用式) 1EA
- b) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品、リサイクルシール付) 1EA
- c) 予備タイヤ(ディスクホイール付)は、1本とするほか、調達要領指定書により指定した場合は、スタッドレスタイヤを1両分備える。

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

- a) 承認用図面 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。
 - 1) 外形図
 - 2) 塗装配置図
 - 3) 航空自衛隊標識図
 - 4) 銘板図
 - 5) その他必要な図面
- b) 色見本 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。
 なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4によるものとし、承認を受ける色は、車体外部の塗料の色とする。

5.5 装備品等不具合報告(UR)対策

装備品等不具合報告(UR)対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.6 技術変更提案(ECP)

技術変更提案(ECP)は、C&LPS-Y00007の4.7による。

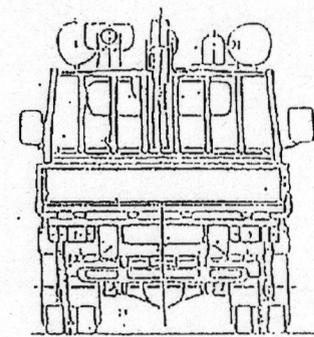
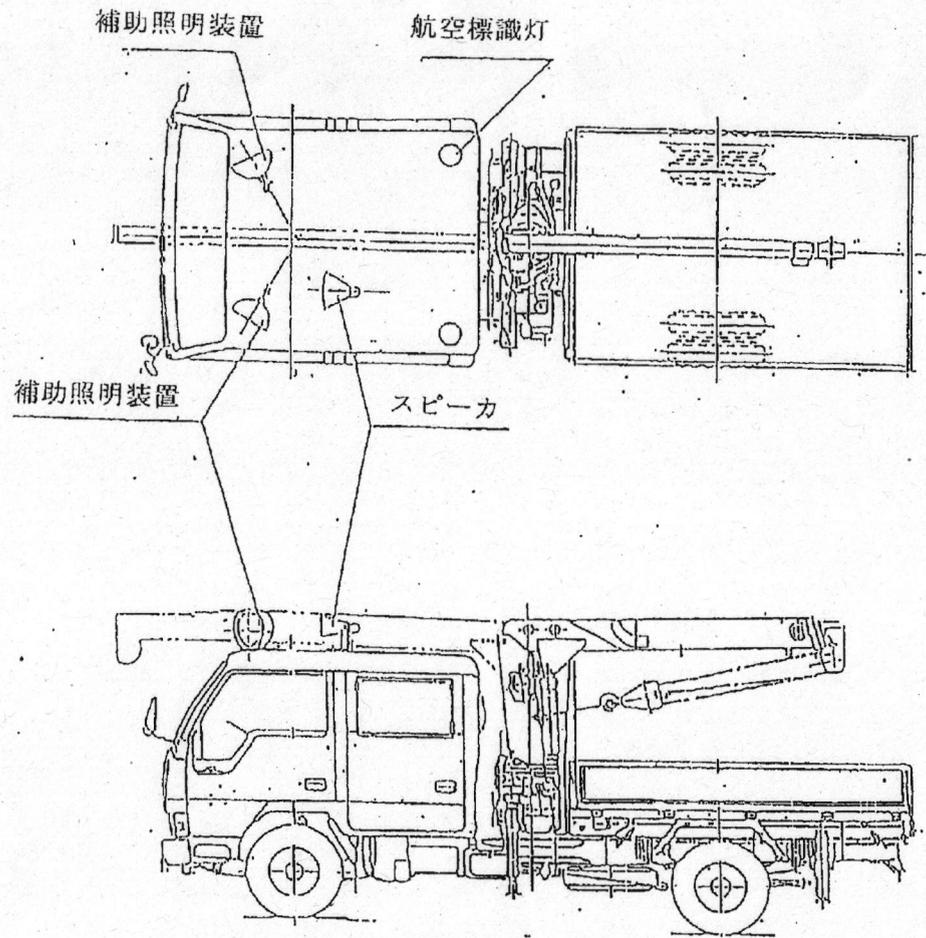


図1-バリヤ作業車の形状